

(案)

9 原 委 第 7 6 号

平成 9 年 1 2 月 5 日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

日本原子力研究所東海研究所の原子炉の設置変更

(JRR-3 原子炉施設の変更) について (答申)

平成 9 年 4 月 1 5 日付け 8 安 (原規) 第 3 9 5 号をもって諮問のあった備記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 2 6 条第 4 項において準用する同法第 2 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号 (経理的基礎に係る部分に限る。) に規定する基礎の適用については妥当なものと認める。